

平成 17 年 11 月 25 日
近 畿 財 務 局

ビアイジ株式会社（貸金業登録業者）の業務停止について

当局登録貸金業者である ビアイジ株式会社 については、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という。）に基づく立入検査及び報告徴求を行った結果、貸金業規制法に違反する以下の事実が認められたので、平成 17 年 12 月 1 日から同年 12 月 20 日までの 20 日間、全店（福岡支店及び函館支店を除く）の業務の全部（弁済の受領に関する業務及び債権の保全行為に関する業務を除く。）を、平成 17 年 12 月 1 日から同年 12 月 30 日までの 30 日間、福岡支店の業務の全部（弁済の受領に関する業務及び債権の保全行為に関する業務を除く。）を、平成 17 年 12 月 1 日から同年 12 月 25 日までの 25 日間、函館支店の業務の全部（弁済の受領に関する業務及び債権の保全行為に関する業務を除く。）を停止することを平成 17 年 11 月 25 日付で命じた。

違反事実

1. 貸金業規制法第 13 条第 2 項違反

債務者の代理人から帳簿の開示を求められ、これに応じる場合において、帳簿に記載されている内容の一部を開示せず、また、帳簿の内容と異なった貸付金額や貸付日、受領金額を基に残存債務の額を水増しするなどの虚偽の回答を行い、この虚偽の回答を基に和解契約を締結しているものが認められた。

2. 貸金業規制法第 19 条違反

貸付の契約に基づく債権に関する債務者との交渉の記録に関し、社内会議で「会社に不利となるおそれのある事実について、記載しない」との決議が行われたことから、

債務者へ午前7時45分に架電した事実、勤務先へ架電した事実などの未記載が認められた。

(参考)

ビアイジ株式会社の概要

1. 商号 ビアイジ株式会社
2. 代表者 金 喜秀 (金村 喜秀)
3. 登録番号 近畿財務局長(8)第00546号(平成17年1月20日)
4. 所在地 本店 京都市右京区西院東淳和院町18番地
5. 店舗数 14
京都府(本店)
北海道(札幌支店、白石支店、旭川支店、帯広支店、函館支店)
青森県(青森支店、弘前支店、八戸支店)
秋田県(秋田支店)
愛知県(名古屋支店)
広島県(広島支店)
福岡県(福岡支店)
熊本県(熊本支店)

6. 役員・重要な使用人 24名

問い合わせ先

近畿財務局理財部
金融監督第3課 澤田、砂田、谷口
06-6949-6371